

書籍をご購入いただいた皆様へ

大原出版株式会社

【改正表】2019年対策 解けばわかる！社労士問題集

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2019年対策 解けばわかる！社労士問題集（平成30年8月27日 初版発行）

ISBN 978-4-86486-589-0

第1部 労働関係科目				
科目	ページ	該当箇所	改正前	改正後
労基	26	問題A B C	書面の交付	厚生労働省令で定める方法（書面の交付等）
		問題E	書面	厚生労働省令で定める方法（書面の交付等）
安衛	144	問題C	1か月当たり100時間	1か月当たり80時間
	145	解けばわかる！	【長時間労働に係る面接指導】 〈面接指導〉 ・対象労働者→時間外労働等が月100時間超かつ疲労の蓄積が有る	【長時間労働に係る面接指導※】 ※法第66条の8に規定する面接指導 〈面接指導〉 ・対象労働者→時間外労働等が月80時間超かつ疲労の蓄積が有る
	147	解説B	「保健師、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士」	「保健師、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師」
		解けばわかる！	医師、保健師、一定の研修を修了した看護師又は精神保健福祉士	医師、保健師、一定の研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師
雇用	279	解説E	離職の日の属する月の前6か月のうちいずれかの月において1か月当たり「100時間」を超える時間外労働が行われたことにより離職した者は特定受給資格者に該当する。	離職の日の属する月の前6か月のうちいずれかの月において1か月当たり「100時間」以上、時間外労働及び休日労働が行われたことにより離職した者は特定受給資格者に該当する。
徴収	361		徴収別紙1に変更をお願い致します。	
	362 363	・問題D及びE ・解説D及びE	削除して下さい。	
	731	問題30	現在46万円	現在47万円
厚年	738	問題A	460,000円	470,000円
	738 739	・問題D ・解説D	削除して下さい。	
	739	解説C	解説を厚年別紙1に変更をお願い致します。	
	社一	806	問題C	58万円

徴収別紙 1

有期事業の一括

事業の種類	それぞれの事業が 有期事業 であること
事業主の同一性	事業主が同一人 であること
事業の同一性	それぞれの事業が、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、 建設の事業又は立木の伐採の事業のいずれか一方のみに 属するものであること それぞれの事業が 労災保険率表による事業の種類を同じく すること
事業の規模	それぞれの事業の規模が 厚生労働省令で定める規模以下 のものであること
事業の実施時期	それぞれの事業が、他のいずれかの事業の 全部又は一部と同時に 行われていること
事務の取扱い	それぞれの事業に係る労働保険料の 納付の事務が一の事務所（一括事務所） で取り扱われること
地域的制限を削除して下さい	

厚年別紙 1

本肢の場合、以下の計算により、支給停止される月額「20,000円」となる。

・総報酬月額相当額

360,000円

・65歳以後の在職老齢年金の仕組みにより支給停止される月額

{ (360,000円 + 150,000円) - 470,000円 } × 1 / 2 = 20,000円

以上